

# 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

## 社会福祉法人出水市社会福祉協議会 行動計画

女性が管理職として、その能力を発揮して活躍できるとともに、全職員が仕事と家庭生活との両立を図り、長く勤務できるための雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2 課題

女性職員の割合が全体の70%を超えるが、管理職の割合が37%に留まる。

### 3 内容

#### 【目標1】

管理職（管理者以上）に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

#### 《対策》

- ・令和2年7月～ 管理職を対象に会議にて女性活躍に関する意見交換を実施する。
- ・令和2年10月～ 昇進基準の検討及び作成、運用にあたっての課題の検証をする。
- ・令和3年4月～ キャリアアップにつながる研修に職員を参加させる。